

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

政府は2024年6月3日、「第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」を開催しました。

■内閣官房HP 第4回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/asset_dai4/index.html

※当作業部会は非公開につき、当メルマガは内閣官房HPに掲載された資料を基に記載しております。

今回の作業部会では、「アセットオーナー・プリンシプル（案）」が示されました。

■資料1 「アセットオーナー・プリンシプル（案）」（内閣官房HP掲載資料）

※前回第3回の作業部会で示された「アセットオーナー・プリンシプルのアウトライン」で示された内容に対して、「原則」の一部修正、「補充原則」の追加等がなされております。

○はじめに、背景及び目的、本プリンシプルの位置づけ等が示されております。

（資料1を基に記載）

- ・アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド、資産運用を行う学校法人など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々であり、課題もそれぞれである点を踏まえ、本プリンシプルは、アセットオーナーが取るべき行動について詳細に規定する細則主義（「ルールベース・アプローチ」）で

はなく、アセットオーナーがそれぞれの置かれた状況に応じて受益者等に適切な運用の成果をもたらすことができるよう、アセットオーナー共通の原則を定め、それに対して受入れを求める、原則主義（「プリンシプルベース・アプローチ」）を採用している。

- ・本プリンシプルは、法令とは異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない。
- ・本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。
- ・本プリンシプルの受入状況を可視化するため、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、自らを所管する関係省庁へ受入れの旨を表明することを期待する。政府においては、本プリンシプルの受入状況を整理・公表する。また、アセットオーナーの規模や運用資金の性格を踏まえつつ、本プリンシプルを受け入れるアセットオーナーには、例えば、自身のウェブサイトなど一般に見える形で、受入れの内容を公表することを期待する。

○原則については以下のとおりです。

【原則1】

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

【原則2】

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

【原則3】

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに

に、定期的な見直しを行うべきである。

【原則4】

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

【原則5】

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

アセットオーナー・プリンシプルは、2024年夏を目途に策定される見通しです。

※当作業部会は非公開につき、次回開催日、議題等は不明。

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ） *****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202406-170-0092-D